



# 核物質管理センター ニュース

NUCLEAR MATERIAL CONTROL CENTER NEWS

## 平成30年度を振り返って

理事長 下村 和生

### 1. 原子力の開発利用を巡る動向

東日本大震災から8年余りが経過しました。復興庁のウェブサイトによりますと避難者は当初（復興庁が発足した平成24年2月）の47万人から5.3万人（平成31年1月）と着実に減少し、また、福島第一原子力発電所の事故に起因する地域の汚染状況については、福島第一原子力発電所周辺の除染特別区域（発電所から半径20km圏内、1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超える地域）を除き、平成30年3月19日時点で8県の92市町村における面的除染<sup>1</sup>が完了したとのことですが、福島第一原子力発電所の立地県である福島県の避難者は4.2万人（平成31年1月）で、全体の約8割を占めている状況にあります。

平成31年2月19日時点で、国内の原子力発電所は廃炉決定もしくは廃炉検討の24基を除く36基のうち9基の発電所が稼働している状況にあります。施設の稼働状況に係わらず、施設に存在する核物質の正確な計量管理とそれに対する保障措置の確実な適用は、国内規制上要求されるだけでなく、国際条約上の責務として遂行していく必要があります。

<sup>1</sup> 一定範囲内の全体をくまなく除染すること。

### 1.1 核物質管理等を巡る国際的な動向

さて、この一年間の核物質管理・核不拡散を巡る動向を振り返ってみます。

#### イランの核開発問題

イランについては、2015年7月14日に合意された包括的共同行動計画（JCPOA<sup>2</sup>）に基づきIAEAはイランが実施する核関連措置の検認と監視を行うことになり、SGOVI<sup>3</sup>による活動状況がIAEA理事会（2018年6月、9月、11月、2019年3月）及び国連安全保障理事会に報告されています。

<sup>2</sup> JCPOA：Joint Comprehensive Plan of Action（EU3+3（英仏独米中露）とイランが、苛の核問題に関し、2015年7月14日に公表した最終合意文書。イランの原子力活動に制約をかけつつ、それが平和的であることを確保し、また、これまでに課された制約を解除していく手順を詳述した。）

<sup>3</sup> SGOVI：Office for Verification in Iran（2016年3月に実施A部に設置された。）

### 目次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| ●平成30年度を振り返って                        | 1  |
| ●国際原子力機関（IAEA）の3月理事会に対する事務局長冒頭声明について | 6  |
| ●NMCCのページ                            | 9  |
| ●News Memo                           | 14 |
| ●動静                                  | 16 |

## 動 静\*

2019.4.29～ 2020年核不拡散条約（NPT）運用検討会  
5.10 議第3回準備委員会（米国、ニューヨーク）  
2019.5.6～10 IAEA理事会/事業計画・予算委員会  
（オーストリア、ウィーン）  
2019.6.10～14 IAEA理事会（オーストリア、ウィーン）  
2019.6.17～18 CTBT準備委員会第52会期（オースト  
リア、ウィーン）  
2019.6.24～28 使用済燃料管理に関する国際会議（オース  
トリア、ウィーン）

2019.9.9～13 IAEA理事会（オーストリア、ウィーン）  
2019.9.16～20 第63回IAEA総会（オーストリア、  
ウィーン）  
2019.9.23 IAEA理事会（オーストリア、ウィーン）  
2019.11.18～22 IAEA理事会（オーストリア、ウィーン）  
2019.11.25～27 CTBT準備委員会第53会期（オースト  
リア、ウィーン）  
2020.2.10～14 IAEA第3回核セキュリティに関する閣  
僚級会議（オーストリア、ウィーン）

\*ここに掲載している会合等は必ずしも全てが公開参加型とは限らないことをお断りします。また、2か月先までのスケジュールについて網カケ表示しています。



ご意見やご質問をお寄せ下さい。掲載記事として反映し、内容の拡充を図りたいと存じます。



4月は桜の季節。この頃では東京の開花日が少しずつ早まっている印象もありますが、それでも年度切替えの時は満開の桜を見ると胸が躍ります。

先日、東京の事務所近くにある上野の公園に向き、桜の花を満喫してきました。

上野の恩賜公園が整備されたのは明治になってからのことですが、江戸のころから桜の名所であったと聞きます。ただし、「將軍」ゆかりの土地柄であったため、いわゆる市井の人々が集い車座になって、花の下で宴会を楽しむことは控えなければならず、いわゆる「お花見」宴会が赦されたのは王子（東京都北区）の飛鳥山だったとか。

花見をする人の姿を歌った与謝野晶子の有名な歌があります。「清水へ 祇園をよぎる 桜月夜 こよひ逢ふひと みなうつくしき」（『みだれ髪』より）。作者自身も逢瀬のために道を急ぐ中、桜のみならず、桜の美しさを愛でるために嬉々として道行く人々の姿をも美しいと感じる、そんな気持ちの高揚が伝わってくる名歌だと思います。歌われているのは京都の桜ですが、桜の花が美しいのは全国いずこでも同じでしょう。

一方、この季節は桃の季節でもあります。桃の節句は旧暦の3月3日は現代の4月7日にあたり、4月は桃の季節でもあるのです。「桃栗三年、柿八年」と言われるように成長が早い桃の樹齢は短



窓越しに見る  
上野公園の桜

く、桜のような老木あるいは巨木にまで育たないため、名木と呼ばれる機会に恵まれなかったのかもしれない。

『万葉集』には美しい桃の花を描いた大伴家持の歌が収められています。「春の苑 紅にほふ 桃の花 下照るみちに いでたつをとめ」という歌には絵画的な美しさを感じます。桜の花に心情を重ねる歌が多いのに比べると、対照的かもしれません。

さて、4月1日には次の元号「令和」が公表されました。初めて和書に由来する元号になったことで、『万葉集』が改めて注目されているようです。『万葉集』は日本に現存する最古の和歌集。歌は全て漢字で書かれています。古来より様々な文化を受け入れながら、独自の日本文化を醸成させていった足跡を学ぶ良い機会になるかもしれません。

新しい年度の始まりにあたり、今後とも本誌をご愛読下さいますようお願い申し上げます。（企）